



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 746 木材業者等の登録 (林業振興課) 1
- 747 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 4
- 748 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 4

○ 選挙管理委員会告示

- 35 政治団体の届出事項の異動の届出 6
- 36 政治団体の解散の届出 7
- 37 政治団体の設立の届出 7

○ 公告

- 和歌山交通公園における指定管理者の募集 (県民生活課) 8

告 示

和歌山県告示第746号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年7月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
1001			令和6.7.1	和歌山市園部1189番地の10	工匠木材店 小野正照	木材	和歌山市園部1189番地の10
1002			令和6.7.1	海草郡紀美野町安井137	中前木材 中前由紀子	木材	海草郡紀美野町安井137
	1001		令和6.7.1	和歌山市湊御殿一丁目1番地	宮坂木材産業株式会社 代表取締役 宮坂雅博	製材	和歌山市湊御殿一丁目1番地
1003			令和6.7.1	和歌山市湊通丁南四丁目18番地	和歌山県森林組合連合会 代表理事 眞砂佳明	木材	和歌山市湊通丁南四丁目18番地
	2001		令和6.7.1	伊都郡かつらぎ町広口657番地	中辻製材所 中辻秀敏	製材	伊都郡かつらぎ町広口657番地
2001			令和6.7.1	伊都郡高野町大字上筒香21番地	有限会社久保コーポレーション 代表取締役 久保博志	木材	伊都郡高野町大字上筒香21番地
		2001	令和6.7.1	伊都郡かつらぎ町笠田東586	青山チップ 青山豊司	チップ	伊都郡かつらぎ町笠田東586
							桜井本社：奈良県桜井市大字戒重137番地 名古屋本社：愛知県名古屋瑞穂区桃園町3番23号 酒田事業所：山形県酒田市宮海字明治99-10

2002			令和 6.7.1	奈良県桜井市大字戒重 137番地	西垣林業株式会社 代表取締役 西垣雅史	木材	茨城事業所：茨城県小 美玉市鶴田字兵庫久保 730-5 豊田事業所：愛知県豊 田市御船町山ノ神56-1 16 三重事業所：三重県伊 賀市北山1560 三重県津 市美杉町八知5412番地 舞鶴事業所：京都府舞 鶴市大字喜多小字片淵 243番4 四国事業所：高知県南 国市蛸が丘一丁目1番 地1 南国オフィスパ ークセンター304号室 桜井本社工場：奈良県 桜井市大字戒重137番 地 酒田工場：山形県酒田 市宮海字明治99-10 浜松工場：静岡県磐田 市加茂1225-1 豊田工場：愛知県豊田 市御船町山ノ神56-116 舞鶴工場：京都府舞鶴 市大字喜多小字片淵24 3番4
4001	4001		令和 6.7.1	有田郡有田川町大字川 口5番地の3	株式会社清建設 代表取締役 山本令子	木材・製材	有田郡有田川町清水17 16の1
4002	4002		令和 6.7.1	有田郡有田川町天満72 6	天満木材 高垣充益	木材・製材	有田郡有田川町天満72 6
	4003		令和 6.7.1	有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	有田郡有田川町庄491
4003			令和 6.7.1	有田郡広川町大字下津 木936番地の1	広川町森林組合 代表理事組合長 沖久雄	木材	有田郡広川町大字下津 木936番地の1
4004			令和 6.7.1	有田郡有田川町清水83 0	土木建設業和平組 和平肇	木材	有田郡有田川町清水83 0
5001		5001	令和 6.7.1	御坊市塩屋町北塩屋67 6-51	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中香哉子	木材・チッ プ	御坊チップ工場：御坊 市塩屋町北塩屋676-51 田辺水上工場：田辺市 中辺路町水上415-8
5002			令和 6.7.1	日高郡みなべ町東岩代 577番地	あらほり木材 荒堀和雄	木材	日高郡みなべ町東岩代 577番地
5003			令和 6.7.1	大阪府茨木市宮元町7 番22号 仲辻ビル3階	住友林業株式会社資源環 境事業本部森林資源部大 阪森林事業所 大阪森林事業所長 井上 博幸	木材	大阪府茨木市宮元町7 番22号 仲辻ビル3階
	5001		令和 6.7.1	日高郡美浜町大字和田 2235番地の2	株式会社丸紀 代表取締役 山田裕明	製材	兵庫県尼崎市金楽寺町 1-6-57 日高郡美浜町和田2235 -2
6001			令和 6.7.1	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の93	大辺路森林組合 代表理事組合長 三本修 平	木材	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の93

6002			令和 6.7.1	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6	志波木材 志波秀夫	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6
6003			令和 6.7.1	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地	千賀林業 千賀征夫	木材	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地
6004			令和 6.7.1	田辺市中辺路町栗栖川 671番地の10	株式会社中井林業 代表取締役 中井稔	木材	田辺市中辺路町栗栖川 671番地の10
6005			令和 6.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4	谷本林業 谷本幸三	木材	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4
6006	6001	6001	令和 6.7.1	西牟婁郡上富田町岡2 番地	株式会社伸栄木材 代表取締役 栗栖万博	木材・製材 ・チップ	西牟婁郡上富田町岡2 番地
6007			令和 6.7.1	田辺市東山二丁目18番 15号	株式会社奥平林業 代表取締役 奥平将志	木材	田辺市東山二丁目18番 15号
6008	6002		令和 6.7.1	田辺市神子浜一丁目17 番2号	株式会社寛座製材所 代表取締役 寛座健二	木材・製材	田辺市神子浜一丁目17 番2号
6009	6003		令和 6.7.1	田辺市本町18	杉本製材 杉本安弘	木材・製材	田辺市本町18
6010	6004	6002	令和 6.7.1	田辺市龍神村小家1013 番地の3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	木材・製材 ・チップ	田辺市龍神村小家972- 39・972-40
6011			令和 6.7.1	田辺市龍神村柳瀬528 番地1棟1号	three tree 中島彩	木材	田辺市龍神村柳瀬528 番地1棟1号
6012			令和 6.7.1	田辺市東陽14-B-305	三本晋平	木材	田辺市東陽14-B-305
6013			令和 6.7.1	田辺市新屋敷町80-6 東海ビル2階	株式会社ソマノベース 代表取締役 奥川季花	木材	田辺市新屋敷町80-6 東海ビル2階
6014			令和 6.7.1	西牟婁郡白浜町堅田27 60番地の39	南青株式会社 代表取締役 阪本芳弘	木材	西牟婁郡白浜町堅田27 60番地の39
6015			令和 6.7.1	田辺市中辺路町大川62 9-4	原木屋 原真利子	木材	田辺市中辺路町大川62 9-4
6016			令和 6.7.1	田辺市中辺路町真砂15 5	庄司林業 庄司昭宏	木材	田辺市中辺路町真砂15 5
6017			令和 6.7.1	田辺市新万3番6号	株式会社伐屋 代表取締役 濱江涼	木材	田辺市新万3番6号
		6003	令和 6.7.1	西牟婁郡上富田町朝来 1713番地の35	有限会社クリーンセンタ ーケイ・エム・ケイ 代表取締役 清本恵子	チップ	西牟婁郡上富田町朝来 1713番地の35
6018			令和 6.7.1	西牟婁郡白浜町堅田25 00番地の328	一般社団法人熊野サムハ ラ 代表理事 道浦学	木材	西牟婁郡白浜町堅田25 00-328 田辺市秋津野529-1
7001			令和 6.7.1	東牟婁郡古座川町長迫 255番地4	合同会社ヒュッグ 代表 田堀穰也	木材	東牟婁郡古座川町長迫 255番地4
	7002		令和 6.7.1	新宮市あけぼの6番7号	新宮木造住宅協同組合 代表理事 速水洋平	製材	新宮市あけぼの6番7号
7002			令和 6.7.1	新宮市熊野川町赤木46 5	上浦林業 上浦密三太	木材	新宮市熊野川町赤木46 5
7003			令和 6.7.1	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地	北山村森林組合 代表理事組合長 田岡富 泰	木材	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地
7004			令和 6.7.1	新宮市熊野川町宮井41 7	峯園木材 峯園哲也	木材	新宮市熊野川町宮井41 7
7005			令和 6.7.1	新宮市新町二丁目1番 地の5	株式会社山一本店 代表取締役 瀬古伸一郎	木材	新宮市新町二丁目1番 地の5

7006			令和 6.7.1	新宮市熊野川町日足58 3	大石林業 大石祐司	木材	新宮市熊野川町日足58 3
7007			令和 6.7.1	新宮市船町一丁目1-15	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	木材	新宮市船町一丁目1-15
	7003		令和 6.7.1	新宮市熊野地一丁目12 -10	吉田製材所 吉田一茂	製材	新宮市熊野地一丁目12 -10 三重県南牟婁郡紀宝町 鮎田1148
	7004		令和 6.7.1	東牟婁郡古座川町池野 山169番地の2	有限会社池田製材所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山字広平1202
	7005		令和 6.7.1	新宮市新宮3459-1	榎本製材所 榎本多孝	製材	新宮市新宮3459-1
7008			令和 6.7.1	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地

和歌山県告示第747号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第748号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第53回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年7月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時

令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
 - (2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番地1
和歌山県自治会館 203会議室
- 2 試験科目及び出題範囲
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年8月1日（木）から同年9月10日（火）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課

各振興局建設部管理保全課（海草振興局建設部にあつては、管理保全第二課）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用63円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（縦6センチメートル、横4センチメートルのものであつて、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,100円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

令和6年9月2日（月）から同月13日（金）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは、受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和6年10月31日（木）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課に申し出ること。

申出の期間は、令和6年10月31日（木）から同年11月29日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県理学療法士連盟支部	鍋嶋崇之	主たる事務所の所在地	和歌山市北野229-2 学校法人響和会本部内	日高郡美浜町和田1901-8 株式会社アライフ通所 介護日高リハビリセンター内	令和 6.5.29
		会計責任者	松井有史	西川典男	令和 6.5.29
自由民主党遺族会和歌山県支部	林康雄	代表者	林康雄	杉本正博	令和 6.4.5
自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部	森礼子	主たる事務所の所在地	和歌山市新八百屋丁25	和歌山市新内8	令和 6.6.14
自由民主党和歌山県薬剤師連盟支部	児嶋慶和	代表者	児嶋慶和	稲葉眞也	令和 6.6.16
自由民主党和歌山県ときわ会支部	武田雅夫	代表者	武田雅夫	和田壽三	令和 6.6.21
自由民主党和歌山県支部連合会	石田真敏	代表者	石田真敏	二階俊博	令和 6.6.30
		会計責任者	中村裕一	山下直也	令和 6.6.30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県理学療法士連盟	鍋嶋崇之	主たる事務所の所在地	和歌山市北野229-2 学校法人響和会本部内	日高郡美浜町和田1901-8 株式会社アライフ通所 介護日高リハビリセンター内	令和 6.5.29
		代表者	松井有史	西川典男	令和 6.5.29
日本遺族政治連盟和歌山県本部	林康雄	代表者	林康雄	杉本正博	令和 6.4.5
和歌山県神谷まさゆき後援会	児嶋慶和	代表者	児嶋慶和	稲葉眞也	令和 6.6.16
和歌山県本田あきこ後援会	児嶋慶和	代表者	児嶋慶和	稲葉眞也	令和 6.6.16
和歌山県薬剤師連盟	児嶋慶和	代表者	児嶋慶和	稲葉眞也	令和 6.6.16
森れい子後援会	森礼子	主たる事務所の所在地	和歌山市新八百屋丁25	和歌山市新内8	令和 6.6.14

和歌山県農政連盟	坂東紀好	代表者	坂東紀好	次本圭吾	令和 6.6.28
山田としお和歌山 県後援会	坂東紀好	代表者	坂東紀好	次本圭吾	令和 6.6.28
藤木しんや和歌山 県後援会	坂東紀好	代表者	坂東紀好	次本圭吾	令和 6.6.28
岸本周平後援会	山下幸男	代表者	山下幸男	寺下史朗	令和 6.7.1
		会計責任者	大家忠司	湯峯泰男	令和 6.4.28
WAKAYAMA未来会議	山下幸男	代表者	山下幸男	瀧本和彦	令和 6.7.1
		会計責任者	大家忠司	湯峯泰男	令和 6.4.28
周勝会	岸本周平	会計責任者	大家忠司	湯峯泰男	令和 6.4.28

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県海南市・海草郡第三支部	藤山将材	令和 5.4.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
小西政宏と未来の橋本をカタチにする会	小西政宏	令和 5.10.31

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小西政宏と未来の橋本をカタチにする会	小西政宏	榮林正哲	橋本市隅田町下兵庫517-2 3F	令和 5.11.2

いずみ清久後援会	下山和郎	久保治	東牟婁郡北山村大沼148	令和 6.6.5
権貴大後援会	南野友秀	和田茂	湯浅町湯浅1714-25	令和 6.6.17

公 告

公 告

県が設置する和歌山交通公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年7月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山交通公園
- (2) 所在地 和歌山市西18番地1
- (3) 規模等
ア 面積 約18,183㎡
イ 主要施設 管理棟、交通教室、交通遊園広場、休憩広場、ちびっ子広場、トイレ、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他、和歌山交通公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山交通公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年7月30日（火）から同年8月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所 和歌山県環境生活部生活局県民生活課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

(2) 現地説明会

ア 日時 令和6年8月20日（火）午後1時30分

イ 場所 和歌山交通公園管理事務所2階 和歌山市西18番地1

ウ 内容 募集要項及び仕様書による説明並びに施設見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 令和6年7月30日（火）から同年8月19日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和6年8月21日（水）から同月30日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 回答日 令和6年9月4日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月5日（木）から同月20日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部生活局県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2350（直通）

ファクシミリ番号 073-433-1771

メールアドレス e0313001@pref.wakayama.lg.jp